持続化補助金＜一般型＞新旧対照表

全国商工会連合会

	ﾍﾟｰｼﾞ	第10版（4月7日）	第11版（6月8日）
	表紙	第5回受付締切：2021年6月4日（金）［郵送：締切日当日消印有効］	削除
1	表紙	～4週間程度を要しますので、利用ご希望で未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。	数週間程度を要しますので、利用ご希望で未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。 ※暫定GビズIDプライムアカウントはしようできません。
	表紙	2021年4月	2021年6月
	P2 下段	第1回：2020年3月31日（火） 第2回：2020年6月5日（金） 第3回：2020年10月2日（金） 第4回：2021年2月5日（金） 第5回：2021年6月4日（金）	削除
	P3	**(5)補助金申請システムによる電子申請を行った事業者**	**(5)補助金申請システム（Ｊグランツ）による電子申請を行った事業者**
	P5	**10. 個人情報の使用目的** 全国商工会連合会に提出された個人情報は	**10. 個人情報の使用目的** 全国商工会連合会（都道府県連合、各地商工会含む）に提出された個人情報は
	P11 P18	□該当しない	□該当しない ※チェック後、下記の出資者・出資比率に係る確認事項にもご回答ください。
	P11 P18	株主名簿の提出又は、出資者と出資比率を記載してください。（記載例：出資者の名称○○、出資比率▲▲％） ※注・出資者については、株式を保有する方の全員（全	＜上記において「該当しない」を選択した事業者が対象＞ 株主名簿の提出又は、出資者と出資比率を記載してください。（記載例：出資者の名称○○、出資比率▲▲％）

	ページ	第 10 版（4 月 7 日）	第 11 版（6 月 8 日）
		社）分の名称および出資比率をご記載ください。	※注・出資者については、株式を保有する方の全員（全社）分の名称および出資比率をご記載ください。
	P11 P18	**＜全ての事業者が対象＞** 過去３年のうち課税所得額は 15 億円超の年がある。 （課税所得が 15 億円超の年がある場合は、過去３年分の課税所得額を記載してください。） 注・上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。	**＜全ての事業者が対象＞** 過去３年のうち課税所得額は 15 億円超の年がある。 （課税所得が 15 億円超の年がある場合は、過去３年分の課税所得額を記載してください。）※ 注・上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。 ※確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が 15 億円を超えている場合、応募できません。
	P12 P19	**＜全ての事業者が対象＞** 「申請を希望する回の受付締切日の前 10 か月以内に令和元年度補正予算　小規模事業者持続化補助金<一般型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している（した）事業者か否か」	**〈全ての事業者が対象〉** 「申請を希望する回の受付締切日の前 10 か月以内に令和２年度補正予算―小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉若しくは令和２年度 3 次補正小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している（した）か否か」
	P12 P19		**＜全ての事業者が対象＞** 本公募要領の記載内容を理解し、同意した上で本補助金を申請します。 □確認しました ※チェックのない場合は応募できません。
	P13 P20	**＜第１回～第７回受付締切分に応募の場合のみ＞** （１）平成２９年度補正予算事業のうち【全国向け公募】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。	**＜第１回～第７回受付締切分に応募の場合のみ＞** （１）平成３０年度第２次補正予算事業のうち【全国向け公募】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。

	ページ	第10版（4月7日）	第11版（6月8日）
	P13 P20	**＜第１回～第７回受付締切分に応募の場合のみ＞** （２）平成３０年度第２次補正予算事業のうち【全国向け公募】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。	**＜第１回～第７回受付締切分に応募の場合のみ＞** （２）令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金【一般型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。
	P13 P20	**＜第１回～第７回受付締切分に応募の場合のみ＞** （３）令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金【一般型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。	**＜第１回～第７回受付締切分に応募の場合のみ＞** （３）令和２年度補正予算小規模事業者持続化補助金【コロナ特別対応型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。
	P13 P20	**＜第１回～第７回受付締切分に応募の場合のみ＞** （４）令和２年度補正予算小規模事業者持続化補助金【コロナ特別対応型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。	**＜第１回～第７回受付締切分に応募の場合のみ＞** （４）令和２年度補正予算小規模事業者持続化補助金【低感染リスク型ビジネス枠】で持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。
	P13 P20	**（上記のいずれかで「補助事業者」に該当する方のみ）** それぞれ該当する回の補助事業での販路開拓先、販路開拓方法、成果を記載した上で、今回の補助事業との違いを記載してください。（共同申請による実施は、代表事業者名を明示のこと）	**（上記（１）～（４）のいずれかで「補助事業者」に該当する方のみ）** それぞれ該当する回の補助事業での販路開拓先、販路開拓方法、成果を記載した上で、今回の補助事業との違いを記載してください。（共同申請による実施は、代表事業者名を明示のこと） （記入欄を追加）
	P31	（６）「令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」または「令和２年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>において、受付締切日の前１０か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した（している）者でないこと（共同申請の参画事業者の場合も含みます）。 ※例えば一般型第１回受付締切回	（６）下記３つの事業において、本補助金の受付締切日の前１０か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて（※）、補助事業を実施した（している）者でないこと（共同申請の参画事業者の場合も含みます）。※採択日から起算して 10 か月を算定する。 ①「令和元年度補正予算　小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」 ②「令和２年度補正予算　小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型

	ﾍﾟｰｼﾞ	第 10 版（4 月 7 日）	第 11 版（6 月 8 日）
		で採択され、補助事業を実施した者は採択日(2020 年 5 月 22 日)より 10 か月経過後であれば再度申請することが可能です。	＞」 ③「令和２年度第３次補正予算　小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」 詳細は、「【参考８】再度申請が可能となる事業者について」を参照ください（P.64)。
	P37	・「自動車等車両」（道路運送車両法第２条第２項に定める「自動車」および同条第３項に定める「原動機付自転車」）のうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）についてのみ、この①機械装置等費での計上が可能です。 ・汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン・タブレットＰＣおよび周辺機器 （ハードディスク・ＬＡＮ・Ｗｉ－Ｆｉ・サーバー・WEB カメラ・ヘッドセット・イヤホン・モニター・スキャナー・ルーター等)、テレビ・ラジオ・自転車等）の購入費用は補助対象外となります。	記載内容の重複により削除
	P44		7)映像制作における被写体（紹介物等）に係る関連経費 （以下番号繰り下げ）
	P45		27)保険適用診療にかかる経費
	P45		28)クラウドファンディングで発生しうる手数料 （以下番号繰り下げ）

	ﾍﾟｰｼﾞ	第10版（4月7日）	第11版（6月8日）
	P46	（１）①「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者（＊）、②法人設立日が 2020 年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が 2020 年１月１日以降である個人事業主については、補助上限額が１００万円となります。	（１）①「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者（＊)、②法人設立日が 2020 年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が 2020 年１月１日以降である個人事業主、上記①②いずれかに合致する事業者については、補助上限額が１００万円となります。
	P46	（注）本制度は補助事業であり、支払を受けた補助金については、原則として、融資のように返済の必要がありません。（ただし、収益納付による補助金の減額交付や補助事業完了後の処分制限財産の処分による補助金の全部または一部相当額の納付等が必要となる場合があるほか、事後の会計検査院による実地検査の結果、補助金返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。）	（注）本制度は補助事業であり、支払を受けた補助金については、原則として、融資のように返済の必要がありません。(ただし、収益納付による補助金の減額交付や補助事業完了後の処分制限財産の処分による補助金の全部または一部相当額の納付等が必要となる場合があるほか、事後の会計検査院等による実地検査の結果、 補助金返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。)
	P46	（対象期間の詳細はＰ．74 別紙参照）	（対象期間の詳細はＰ．73 別紙参照）
	P46	＊１：条件を満たす期間内に支援を受けたことを示すエビデンスとして、	＊１：条件を満たす期間内に支援を受けたことを示す証拠として、
	P47	**第５回受付締切：　２０２１年　６月４日（金）［郵送：締切日当日消印有効］**	削除
	P48	Ｊグランツを利用するにはＧビズＩＤプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には２０２１年３月末時点で３～４週間程度を要しますので、利用ご希望で未取得の方は、お早めに利用	Ｊグランツを利用するにはＧビズＩＤプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には数週間程度を要しますので、利用ご希望で未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。

	ページ	第 10 版（4 月 7 日）	第 11 版（6 月 8 日）
		登録を行ってください。	
	P48		【電子申請システム「J グランツ」の利用環境】 ●J グランツの動作確認済み環境は以下のとおりです。 下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。下記以外のブラウザ（InternetExplorer 等）は、申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。 ・Windows：chrome、firefox、edge（※1） ・macOS：chrome、firefox、safari ・Android：chrome ※1 Microsoft edge の「InternetExplorer モード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。
	P51	**＜採択審査時に「事業承継加点」の付与を希望する事業者＞** 各受付締切回の基準日（P．74 別紙参照）時点の代表者の年齢が	**＜採択審査時に「事業承継加点」の付与を希望する事業者＞** 各受付締切回の基準日（P．73 別紙参照）時点の代表者の年齢が
	P53	**＜採択審査時に「経営力向上計画加点」の付与を希望する事業者＞** 各受付締切回の基準日（**基準日についてはＰ．74 別紙参照**）までに、	**＜採択審査時に「経営力向上計画加点」の付与を希望する事業者＞** 各受付締切回の基準日（**基準日についてはＰ．73 別紙参照**）までに、
	P53（２）	**巻末一覧**をご確認ください。	巻末一覧をご覧ください。
	P54（３）		＊申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。

	ﾍﾟｰｼﾞ	第 10 版（4 月 7 日）	第 11 版（6 月 8 日）
	P56	(4) 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者を重点支援する観点から、「過疎地域自立促進特別措置法」に定める過疎地域に所在し、地域経済の発展につながる取り組みを行う事業者（P．63「参考７」参照）	(4) 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者を重点支援 する観点から、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取り組みを行う事業者（P．63「参考７」参照）
	P56	＊３　また、より多くの事業者に補助事業を実施いただけるよう、過去の補助事業（全国対象） 　　の実施回数に応じて段階的に減点調整を行います。	＊３　また、より多くの事業者に補助事業を実施いただけるよう、過去の補助事業（全国対象） 　　の実施回数等に応じて段階的に減点調整を行います。
	P56	・第１回受付締切分から第７回受付締切分までの各回の「事業実施期間」「補助事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。	・各回の「事業実施期間」「補助事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。
		第１回受付締切分 事業実施期間：交付決定日から実施期限（２０２１年１月３１日（日））まで 補助事業実績報告書提出期限： ２０２１年２月１０日（水） 第２回受付締切分 事業実施期間：交付決定日から実施期限（２０２１年３月３１日（水））まで 補助事業実績報告書提出期限： ２０２１年４月１０日（土）	削除

	ページ	第 10 版（4 月 7 日）	第 11 版（6 月 8 日）
	P57	提出いただいた資料に基づき、順次精算手続きに入ります。	削除
	P58	④　補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。	④　補助事業完了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
	P58	⑦～ご協力をお願いいたします。 ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人・個社を特定できない形で公表する可能性があります。	削除
	P59		⑪申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。
		【参考７】「過疎地域自立促進特別措置法」に定める「過疎地域」について 「過疎地域に所在する事業者」として、採択審査時の政策加点となる地域は、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、平成 29 年（2017 年）４月１日現在、「過疎地域」に該当する以下の地域です。詳細は、「過疎地域市町村等一覧（平成 29 年４月１日）」をご参照ください。 ※総務省ホームページ「過疎対策」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm （１）同法第２条第１項に定める「過疎地域」（該当する市町村の全域）	**【参考７】「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める「過疎地域」について** 「過疎地域に所在する事業者」として、採択審査時の政策加点となる地域は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、令和３年（2021 年）４月１日現在、同法に定める「過疎地域」「みなし過疎地域」及び「一部過疎地域」に該当する以下の地域です。 ※総務省ホームページ「過疎対策」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm ※総務省ホームページ「過疎地域市町村等

	ページ	第10版（4月7日）	第11版（6月8日）
		（２）同法第33条第１項に定める「みなし過疎地域」（該当する市町村の全域） （３）同法第33条第２項に定める「一部過疎」（該当する市町村内の特定地域）	一覧」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000753096.pdf
	P64	**【参考８】再度申請が可能となる事業者について**	**【参考８】再度申請が可能となる事業者について** 第５回受付締切分（の列）を削除 **【採択を受けた補助金】** 令和２年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞（の行）を追加
	P67	「特定非営利法人の場合」の備考欄 ◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、⑦⑨に代えて、「公益法人等収益事業開始申告書」の写しを提出してください。	◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、⑦⑨に代えて、「収益事業開始申告書」の写しを提出してください。
	P74	**【重要】別紙：各受付締切回における各種「基準日」等**（第７回受付締切分まで） **（１）「特定創業支援等事業」の対象期間** **（２）「基準日」等の公募要領読み替え表**	第１回から第４回まで（の行）を削除